

美里町立小学校統合整備事業

要求水準書

令和7年11月28日

美里町

第1 基本事項

1 目的

本要求水準書（以下「本書」という。）は、美里町（以下「町」という。）が美里町立小学校統合整備事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、要求する業務の水準を示すことを目的とする。

2 要求水準書の位置付け

本書は、本事業の実施に当たり、美里町立統合小学校（以下「本施設」という。）の整備を行ううえで、美里町立小学校統合基本計画書（以下「基本計画」という。）に基づいて町が要求する「施設機能・性能及び業務の最低水準」を示すとともに、町が求める提案の方向性を示すものである。よって、本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）は、本書に具体的な特記仕様が規定されている内容についてはこれを遵守するとともに、積極的に創意工夫を発揮した提案を行うものとする。

また、以下に記載する条件等は町が想定している基本的な要件等であり、事業者の提案を妨げるものではない。デザインビルド方式ならではの創意工夫やノウハウの活用により、コストの縮減に寄与する持続可能な施設計画とすること。

3 整備対象建物の概要

(1) 整備対象施設の構成

本施設は、小学校校舎（厨房含む）、屋内運動場、学童、屋外運動場、駐車場及び外構等で構成することを想定する。また美里中学校の屋内運動場、屋外運動場、自転車置場及び付帯施設も整備対象に含む。

(2) 敷地条件

- | | |
|------------|---|
| ① 建設予定施設 | 小学校校舎（厨房含む）、小学校屋内運動場、学童、中学校屋内運動場、自転車置場、屋外運動場、駐車場、外構、その他付帯施設 |
| ② 所在地 | 埼玉県児玉郡美里町大字駒衣地内（別紙資料2 敷地地番リスト参照） |
| ③ 敷地面積 | 既存美里中学校の建物敷地 35,253.93㎡、グラウンド部分 12,276㎡、拡張の可能性の有る部分 20,253㎡ |
| ④ 都市計画区域 | 都市計画区域内（区域区分未設定） |
| ⑤ 防火地域 | 指定なし |
| ⑥ 建ぺい率・容積率 | 60%・200% |
| ⑦ 道路状況（現況） | 北側幅員11.7m、東側幅員9.0m、西側幅員4.5m |

4 業務の概要

事業者は、本書に従い以下に示す業務（以下「本業務」という。）を行う。対象業務の不実施や構造・規模等が変更となった場合には、該当業務に関する対価相当額は減額になる。また建設工事契約及び工事監理業務契約は実施設計の完了後、設計内容に応じた金額で予算の成立後に行う。

(1) 調査業務

本施設関連の設計業務及び施工業務に必要な調査を行う。なお、調査内容等は本町と協議すること。

- ① 地質調査業務（既存中学校の地質調査結果は「別紙資料5 美里町立美里中学校新築工事 構造図面一式」を参照すること。）
- ② 電波障害調査業務（対策業務が必要な場合は、別途発注する。）
- ③ アスベスト含有事前調査業務
- ④ 測量調査業務

(2) 設計業務

- ① 本施設関連の建設等に係る基本設計、実施設計業務を行う。
詳細は、次の「(5)対象業務表」及び「5 事業スケジュール」を参照のこと。
- ② 本施設整備に伴う各種申請、届出及び協議等の業務（開発許可申請、建築確認申請等）
- ③ 設計意図伝達業務
- ④ その他これらを実施するうえで必要な町各所管課及び関係行政機関との調整及び関連業務

(3) 施工業務

- ① 本施設関連の施工業務（新築、解体撤去、外構等を含む。）詳細は、次の「(5)対象業務表」及び「5 事業スケジュール」を参照のこと。
- ② 床等に固定された台、棚、備え付けの什器等の調達設置業務（その他の什器については町で別途発注予定）、厨房機器調達設置業務（炊飯を含む小・中学校の給食を提供可能な設備とすること）。
- ③ 本施設整備に伴う各種申請、届出及び協議等の業務。
- ④ その他これらを実施するうえで必要な町各所管課及び関係行政機関との調整及び関連業務。

(4) 工事監理業務

上記「(3) 施工業務①」にて行う施工業務（新築、解体撤去、外構等を含む）における工事監理業務。詳細は、次の「(5)対象業務表」及び「5 事業スケジュール」を参照のこと。

(5) 対象業務表

本事業の対象業務は次表の「○」が記されている業務であり、「－」が記されている業務は、別途発注予定である。

なお、補助金の内示状況により、本対象業務表において対象となっている業務を実施しない、あるいは構造・規模等を変更する可能性がある。

施設	区分 ※1	建築 年	構造 規模	面積 (㎡)	設計 業務	施工 業務	監理 業務
校舎（厨房を含む※2）	新築		木造	5,873	○	○	○
小学校屋内運動場※3	新築		RC造 一部木造	1,000	○	○	○
学童※4	新築		木造	200	○	○	○
中学校屋内運動場※3	新築		RC造 一 部木造	1,400	○	○	○
屋外運動場※7	新設		一式		○	○	○
遊具	新設		一式		○	○	○
中学校駐輪場	新設		一式		○	○	○
教職員・来校者等駐車場	新設		一式		○	○	○
バス待合	新設		一式		○	○	○
敷地周辺外構	新設		一式		○	○	○
フェンス設置	新設		一式		○	○	○
中学校屋外トイレ※5	新設		一式		○	○	○
中学校体育用具室※5	新設		一式		○	○	○
中学校部室※5	新設		一式		○	○	○
倉庫※5	新設		一式		○	○	○
連絡通路※6	新設		一式		○	○	○
中学校屋内運動場	撤去	S45	S	1,707	○	○	○
中学校多目的棟	撤去	H3	RC	937	○	○	○
中学校技術教室棟	撤去	H2	S	278	○	○	○
中学校給食室棟	撤去	H24	S	400	○	○	○
中学校駐輪場	撤去	H24	S		○	○	○
中学校プール	撤去		一式		○	○	○
中学校屋外トイレ	撤去	H13	RC	38	○	○	○
中学校体育用具室	撤去	S48	RC	58	○	○	○
倉庫（西側）	撤去	H24	S	26	○	○	○
倉庫（南側）	撤去	H1	RC	28	○	○	○
部室（東側）	撤去	H5	RC	39	○	○	○
部室（南側）	撤去		RC	39	○	○	○
中学校連絡通路	撤去		一式		○	○	○
外構	撤去		一式		○	○	○
什器等の環境整備支援業務			一式		○	—	—
什器等の調達設置業務			一式		○	○	○

- ※1 区分「撤去」は什器を含む解体撤去、処分、アスベスト対策を示す。
- ※2 一部什器等の調達設置業務、厨房機器調達設置業務含む。業務内容は基本設計時に協議する。
- ※3 同一棟として整備する提案も可能とする。
- ※4 学童の施工業務は、交付金事務の関係上、交付金の内示後に別途契約予定。
- ※5 既存と同等規模の建物を新設するが、構造、配置は基本設計時に協議する。
- ※6 必要に応じて整備する。
- ※7 用地の購入に至らない場合は、屋外運動場を拡張しない可能性がある。

(6) 開校準備支援業務

開校に必要なパンフレット原稿作成、学校説明用・広報用の写真・映像作成などを行うこと。

(7) 国庫補助金関係に係る支援業務

事業者は、町の要請に基づき、国庫補助金各種申請手続きや実績報告等の業務に係る図面の作成など、必要書類の支援を行うこと。

(8) 会計検査に係る支援業務

事業者は、町の要請に基づき、会計検査に係る支援を行うこと。

5 事業スケジュール

基本設計・実施設計業務 契約日から令和9年3月31日まで

建設工事 工事契約の効力の発生の日（令和9年3月予定）から
令和11年3月31日まで

工事監理業務 工事契約の効力の発生の日（令和9年3月予定）から
令和11年3月31日まで

令和11年4月1日に必ず開校できるよう校舎等関連施設の整備を行い、必要な諸手続きを完了し、令和11年2月28日までに町に引渡しを行うこと。

中学校の屋内運動場の使用不可期間については最低限とすること。

美里中学校の給食については工事期間中も既存給食室棟で調理する。

なお外構整備期間及び既存給食棟や多目的棟等の解体期間については、令和11年度内に事業用地全体の供用が開始できることを条件とし、事業者の提案による日とすることもできる。また補助金の対象外の解体については、町と協議の上、先行して実施することもできる。

6 工事保険等

事業者は、自らの負担により施工業務期間中、建設工事保険、第三者賠償責任保険その他必要と考えられる保険に加入すること。

7 特許権等の使用

事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他法令に基づき保護され第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工法等を使用する時は、その権利を損なってはならない。また、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

8 打合せ及び議事録（工程会議）

業務を適正かつ円滑に実施するため打合せを行い、業務方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、事業者が書面に記録し、相互に確認すること。

頻度については町、事業者及び関係者で協議するものとする。

第2 設計・施工条件

1 関係法令・条例等及び適用基準の遵守

本業務の実施に当たっては、関連する関係法令、条例、規則及び要綱などを遵守するとともに、各学会及び省庁による各種基準、指針等についても本書と照らし合わせて適宜参考にするとともに、常に最新のものを採用すること。

なお、本施設の整備に関して特に留意すべき関係法令、条例、規則、要綱等は次のとおりである。

■法令・条例等

- (1) 建築基準法
- (2) 都市計画法
- (3) 道路法
- (4) 消防法
- (5) 著作権法
- (6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- (7) 学校教育法
- (8) 学校保健安全法
- (9) 学校図書館法
- (10) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担金等に関する法律
- (11) 児童福祉法
- (12) 水道法
- (13) 水質汚濁防止法
- (14) 土壌汚染対策法
- (15) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (16) 大気汚染防止法
- (17) 悪臭防止法
- (18) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (19) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- (20) エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
- (21) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- (22) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- (23) 電気事業法
- (24) 騒音規制法
- (25) 振動規制法
- (26) 学校給食法
- (27) 食品衛生法
- (28) 食育基本法
- (29) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- (30) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (31) 警備業法
- (32) 建設業法
- (33) 建築士法
- (34) 労働基準法
- (35) 労働安全衛生法
- (36) 労働安全衛生規則

- (37) 個人情報保護に関する法律
- (38) 石綿障害予防規則
- (39) 浄化槽法
- (40) 条例等
 - ① 埼玉県福祉のまちづくり条例
 - ② ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
 - ③ 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例
 - ④ 埼玉県建築基準法施行条例
 - ⑤ 埼玉県景観条例
- (41) その他関連する法令、条例等

■要綱・基準類

- (1) 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- (2) 官庁施設の基本的性能基準
- (3) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- (4) 官庁施設の環境保全性基準
- (5) 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- (6) 建築設計基準、建築設計基準の資料
- (7) 建築構造設計基準、建築構造設計基準の資料
- (8) 構内舗装・排水設計基準、構内舗装・排水設計基準の資料
- (9) 建築工事標準詳細図
- (10) 建築設備計画基準
- (11) 建築設備設計基準
- (12) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）
- (13) 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- (14) 官庁施設におけるクールビズ/ウォームビズ空調システム導入ガイドライン
- (15) 木造計画・設計基準、木造計画・設計基準の資料
- (16) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- (17) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- (18) 公共建築木造工事標準仕様書
- (19) 建築物解体工事標準仕様書
- (20) 敷地調査共通仕様書
- (21) 公共建築工事積算基準
- (22) 公共建築工事標準単価積算基準
- (23) 公共建築数量積算基準
- (24) 公共建築設備数量積算基準
- (25) 公共建築工事共通費積算基準
- (26) 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編、設備工事編）
- (27) 公共建築工事見積標準書式（建築工事編、設備工事編）
- (28) 公共建築工事積算基準等関連資料
- (29) 建築工事設計図書作成基準、建築工事設計図書作成基準の資料
- (30) 建築設備工事設計図書作成基準
- (31) 建築物等の利用に関する説明書作成の手引
- (32) 営繕工事電子納品要領、官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】
- (33) 建築設計業務等電子納品要領、官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン

【営繕業務編】

- (34) 建築工事監理指針
- (35) 電気設備工事監理指針
- (36) 機械設備工事監理指針
- (37) 営繕工事写真撮影要領
- (38) 建築工事における建設副産物管理マニュアル
- (39) 建設副産物適正処理推進要綱
- (40) 建築工事安全施工技術指針
- (41) 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- (42) 建築構造設計指針（平成21年版文部科学省大臣官房文教施設企画部）
- (43) 小学校、中学校の設置基準及び小学校、中学校の施設整備指針
- (44) 学校図書館施設基準
- (45) 学校環境衛生基準
- (46) 学校図書館図書標準
- (47) 学校給食衛生管理基準、学校給食実施基準
- (48) 学校給食調理場における手洗いマニュアル
- (49) 調理場における洗浄・消毒マニュアル
- (50) 学校給食における食中毒防止の手引き
- (51) 大量調理施設衛生管理マニュアル
- (52) 学校給食における食物アレルギー対応指針
- (53) 埼玉県都市計画法に基づく開発許可制度の解説（令和6年10月版）
- (54) 埼玉県建築工事实務要覧（令和5年版）
- (55) 埼玉県建築工事委託実務要覧（平成30年版）
- (56) 埼玉県中高層建築物の建築に係る指導等に関する要綱
- (57) その他の関連要綱及び各種基準

2 基本条件

(1) 供用開始期限

令和11年4月1日に供用開始できるように施設整備を行うこと。

(2) 補助金

校舎等の補助金については、文部科学省の公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金の活用を予定しているため「『公立学校施設整備事務ハンドブック』公立学校施設法令研究会編著第一法規」を参照し、要件等について町と協議を行うこと。補助対象金額については設計業務完了後、それぞれ按分して算出すること。

なお、活用予定メニューについては基本計画「7. 国庫補助金及び地方債について」に示す。

(3) 想定クラス数等（令和11年4月開校時の推計）

本施設での想定クラス数は次表のとおりである。

また施設利用人数は、児童・生徒700人、教職員100人として合計800人を想定している。

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	小計	特学	総計
学級数	3	3	3	3	3	3	18	3	21

3 調査業務

(1) 地質調査業務

地質調査は、新築する施設の基礎の設計を行うために「別紙資料5 美里町立美里中学校新築工事 構造図面一式」等を参照のうえ、必要な調査を行うこと。

(2) 電波障害調査業務

事業者は、周辺家屋への電波障害影響調査を実施し、受信レベル・受像画質等の報告書を作成し、町に提出を行うこと。（対策業務が必要な場合は別途発注）

(3) アスベスト含有事前調査業務

解体にあたっては、必要に応じて、アスベスト及びPCBの有無を調査すること。新たにアスベストが発見された場合は、処理に必要な追加費用を協議の上、事業者において適切に処理を行うこと。PCBが発見された場合は、町が処理を行うものとするが、適正な処理方法について提案すること。

(4) 測量調査業務

測量調査は、各種申請や建物の設計を行うために必要な調査を行うこと。

4 設計業務

(1) 本事業全体に係る事項

全体配置については、基本計画並びに本書を踏まえて計画すること。また「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について 最終報告（令和4年3月学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議）」の内容が反映された計画とすること。

(2) 構造計画

本施設の構造は、校舎は木造、小学校屋内運動場及び中学校屋内運動場は木造＋鉄筋コンクリート造とするほか4 業務の概要（5）対象業務表によるが、意匠設計及び設備設計との整合を図り、設計と条件及び要求性能を満たす構造体となるよう計画すること。

また、本施設のうち小学校中学校の屋内運動場は、災害時の避難所として位置づけられることを考慮し、大地震動及び暴風に対して、安全性を確保するために求める性能に応じて適切に計画すること。

校舎の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和3年）による各耐震安全性の分類は、構造体はⅡ類、建築非構造部材は、学校機能はB類、避難所施設機能はA類、建築設備は乙類とする。

区分	構造体	建築非構造部材	建築設備
学校機能	Ⅱ類	B類	乙類
避難施設機能（屋内運動場など）	Ⅱ類	A類	乙類

(3) 建築計画

建築計画については基本計画「5. 新統合小学校の整備計画」によるほか、下記に留意すること。

敷地内に文化財包蔵地が存在し、該当範囲での建物の建設は不可とする。（基本計画P14図面参照）

(4) 必要諸室

本施設に必要な諸室の構成は、基本計画「5. 新統合小学校の整備計画」に示すとおりとし、普通教室、特別支援教室等の面積についてはこれを基準として、既存校、類似施設等の事例を参考に事業者提案とする。

屋内運動場については、小学校屋内運動場と中学校屋内運動場を一棟の建物として整備する提案も可能とするが、その場合は大小2つのアリーナを設けること。

厨房については、調理室（炊飯室を含む）、洗浄室、下処理室、物資検収室、食品庫、配膳室、更衣室（男女）、事務室（休憩室）、給食調理師用トイレ（男女）、倉庫等を設置すること。

便所については、児童用、職員用、多目的トイレ等を小学校校舎、小学校屋内運動場、中学校屋内運動場にそれぞれ計画すること。男子便所については、小便器に仕切りを設ける等配慮すること。

また、全体のバランスや共用部分の計画等については、事業者の創意工夫による提案を行うこと。

(5) ゾーニング・諸室配置・動線計画

本施設の諸室については、規模及び利用形態を勘案して、教育活動を効率的かつ効果的に行うことができるものとする。

また、緊急時における避難がスムーズに行える適正な配置・動線計画とすること。

(6) 動線・セキュリティ計画

敷地内では、歩車分離に配慮した動線計画とし、児童・生徒の登下校の安全性を確保すること。

特別支援教室、学童への送迎について配慮し、駐車場を計画すること。

厨房への給食用物資搬入車両の進入路を設け、安全確保に配慮すること。

屋内運動場は休日・夜間に地域開放することから、屋内運動場専用の昇降口を設け、駐車場を計画すること。

(7) ユニバーサルデザイン

児童、高齢者及び体の不自由な方等のすべての施設利用者が、安心、安全かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮すること。2階建て以上の建築物についてはエレベーターを設置すること。

(8) 周辺環境・地球環境への配慮

地域及び敷地内の既存建物との調和を図りつつ自然景観を十分に活かし、地域の求心的な存在として親しまれる景観を創るよう工夫すること。

地球温暖化防止を意識し、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討すること。自然採光、自然換気などの自然エネルギーの活用や節水器具の採用、リサイクル資材の活用、省エネルギー及び廃棄物発生抑制等に配慮し、事業者の創意工夫による具体的なアイデアを提案すること。

(9) 設備計画

設備計画については各種基準に準拠し、電気設備、機械設備の計画を行うこと。

耐震安全性の分類における官庁施設の分類は「特定の施設」とすること。

太陽光発電設備及び蓄電設備については、仕様、場所、供給先を町と協議の上、設置すること。

給水設備について、通常時及び災害時の利用について検討により提案を行い、町との協議により決定したものを設置すること。

学校利用において飲料水が提供できる設備を設置すること。

排水設備については、中学校に合併式浄化槽（80人槽）が設置されているほか、新設等により法律に基づき適正に処理すること。

消防法、建築基準法及び所轄消防署の指導に従って、消防設備を設置すること。
消火設備を設置する場合は、安全性、環境性、操作性に配慮すること。
ガス設備は安全性、耐震性、耐久性、信頼性のあるものとする。

G I G Aスクール構想やI C Tの活用に応じた校内ネットワーク回線やアクセスポイント、教務系ネットワーク回線等が構築できるように計画をすること。

工事材料については、汎用品を使用し、メンテナンスの容易さを考慮すること。

(10) 防災安全計画

地震等の自然災害発生時や非常時における安全性の高い施設とするほか、火災時の避難安全対策、浸水対策、強風対策並びに落雷対策に十分留意すること。

屋内運動場は指定避難所としての利用を想定した構造・設備を有する施設とすること。

物資の搬入経路、炊き出し、仮設トイレの設置スペースなどに配慮すること。

設備等の規模及び場所については町と十分な協議を行うこと。

(11) 設計業務に関する各棟・諸室の要求内容

本事業の設計業務対象施設は、「4 業務の概要(5)対象業務表」に示した施設とし、諸室の要求内容については基本計画「5. 新統合小学校の整備計画」に示す。記載のない諸室及び仕様については、町と協議のうえ、整備すること。

(12) 設計業務遂行に関する要求内容

設計業務は、基本計画及び本書に基づいて、設計業務を行うこと。

設計業務の内容について町と協議し、業務の目的を達成すること。

業務の進捗状況に応じ、町に対して定期的に報告を行うこと。

本事業は、義務教育施設整備に係る補助金の交付を受けるため実施設計の工事内訳書については、項目ごとに補助対象部分とその他を明確に区分すること。

各種申請等の手続きに係る機関との協議内容を町に報告するとともに、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを提出すること。

建築確認申請は民間指定確認検査機関に提出すること。

設計着手前、設計業務中、実施設計完了時の提出物については町の指示によるが、埼玉県建築工事委託実務要覧と同等程度を想定している。なお電子データも併せて提出すること。

町が議会や町民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合や補助金の申請を行う場合等において、町の要請に応じて図面の作成等、必要な資料を作成し、説明に関して協力すること。

設計業務の期間は、設定された本施設の供用開始時期に間に合うように事業者が計画すること。事業者は、関係機関と十分協議したうえで、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本業務を円滑に推進するための期間を設定すること。

事業者は、設計業務の管理及び統括等を行う設計管理技術者及び各主任技術者を配置すること。詳細は美里町立小学校統合整備事業実施要領（以下「実施要領」という。）による。

周辺インフラとの接続については、以下の通りとする。

ア 接続道路

敷地との接続箇所は、基本計画の内容を想定しているが事業者の提案も認める。契約後速やかに町建設課と協議・調整を行うこと。

イ 上水道

現況での接続（敷地北側）を継承することを想定しているが、事業者の提案も認める。契約後速やかに町上下水道課と協議・調整を行うこと。

ウ 排水

汚水排水については、敷地内の既存浄化槽（80人槽）の他、新設など事業者の提案により適切に処理すること。

雨水排水については、敷地内の既存最終枳に接続し放流とする。

また計画に合わせ、敷地内に適切な雨水流出抑制施設を整備すること。仕様や設置場所については町との協議による。

エ 電力

引き込み方法等については、事業者が電気供給事業者との確認調整を行ったうえ、事業者の提案による。また受変電設備等については、適切に整備すること。

オ 電話

引き込み方法等については、事業者が電気通信事業者との確認、調整を行ったうえ、事業者の提案による。

カ ガス

引き込み方法等については、事業者がガス事業者との確認、調整を行ったうえ、事業者の提案による。

5 施工業務

事業者は、実施設計図書、本書、プロポーザル時の提案書類等に基づいて、本施設の施工業務を行うこと。

業務期間は「第1基本事項 5 事業スケジュール」を参照すること。

事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により工期の延長を必要とし、その旨を請求した場合は、町と事業者が協議して決定するものとする。

施工期間内及び工事完了時の提出物については町の指示によるが、埼玉県建築工事実務要覧と同等の内容を想定している。なお、電子データも併せて提出すること。

6 工事監理業務

事業者は、実施設計図書、本書、プロポーザル時の提案書類等に基づいて、本施設の工事監理業務を行うこと。

・業務期間については「第1基本事項 5 事業スケジュール」を参照すること。